

東日本大震災の影響により区内に避難している被災者への支援について

区では、東日本大震災発生直後の平成23年4月1日に、区内への避難者に対して、原則利用者負担なしで区民と同様のサービスを提供することを決定し、実施しているところである。このことについて、平成29年4月以降の対応を下記のとおりとすることとした。

記

1 支援期間、対象者の変更について

- (1) 現在の支援を平成30年3月末日まで継続する。
- (2) 平成30年4月以降は、岩手県、宮城県、福島県の各県において応急仮設住宅の供与が延長となっている地域からの避難者に限定して、支援を継続する。

2 区内避難者への周知について

区内避難者に対して、3月中に個別に通知する。